

# 学校法人医療創生大学役員等の報酬・退任慰労金等に関する規程

令和2年4月1日

(目的)

第1条 この規程は、学校法人医療創生大学（以下「法人」という。）の寄附行為第58条の規程に基づき、役員等の報酬・退任慰労金等について必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程でいう役員等とは、学校法人医療創生大学寄附行為第5条に定める理事、監事、評議員をいう。

(常勤役員等の報酬)

第3条 理事長等の常勤役員等の報酬は月額とし、報酬月額は別表第1の定める額とする。

2 理事長は、前項の定め範囲において、理事会の意見を聞いて、報酬金額を決定する。

3 新たに常勤役員に就任した者には、その日からの報酬を支給する。なお、常勤役員が退任し、又は解任された場合は、前日までの報酬を支給する。

4 前項において、月の途中における就任、退任、又は解任の場合の報酬額については、その月の総日数から日曜日及び土曜日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。

(非常勤役員等の報酬)

第4条 非常勤役員等の報酬は、理事会等の会議出席毎に支払うものとし、会議出席報酬額は別表第2に定める額とする。

(評議員等の報酬)

第5条 評議員等の報酬は、評議員会の会議出席毎に支払うものとし、会議出席報酬額は別表第2に定める額とする。

2 法人と常勤的雇用関係のある評議員等の会議出席報酬は、無給とする。

(報酬の支払)

第6条 この規程に基づく報酬は、特に定める場合を除くほか、毎月15日に支給する。ただし、支給日が休日にあたる場合は、その前日に支給する。

2 第5条に定める評議員等の報酬の支払いは、評議員会開催翌月の15日とする。

3 この規程により、計算金額に1円未満の端数が生じたときは、その端数金額が50銭未満であるときは、これを切り捨て、その端数金額が50銭以上である時は、これを切り上げる。

4 報酬等は、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むこととする。

5 報酬等は、法令の定めるところによる控除すべき金額等を控除して支給する。

(交通費、宿泊費等)

第7条 理事長、学長、常勤役員、常勤監事の会議出席に要する交通費、宿泊費等は、学校法人医療創生大学役員等の出張旅費に関する内規（平成28年12月1日。以下「旅費内規」という。）に準じ、実費を支払うものとする。

2 非常勤役員等の会議出席に要する交通費、宿泊費は、旅費内規に準じ、実費を支払うものとする。

3 評議員等の会議出席に要する交通費、宿泊費は、旅費内規に準じ、実費を支払うものとする。

4 役員等の業務上要する交通費、宿泊費等については、旅費内規に準じ実費を支払うものとし、適用については理事長が決定する。

(退任慰労金)

第8条 常勤役員が退任、又は死亡したときは退任慰労金を支給することができる。退任慰労金を支給する場合の支給額の上限は、次の算式により算出する。

2 計算式は、(月額報酬金額×役員係数×勤続年数)とする。ただし、算出した金額に円未満が発生する場合は四捨五入する。

3 施策等で報酬月額が減額が実施された場合は本来額を適用する。

4 第2項の役員係数は、次のとおりとする。

役 職	役員係数
理事長	2.5
常務理事(学校の長を含む)	1.9
常勤監事	1.8

5 第2項の計算において1年に満たない期間は月割による計算とし、1か月に満たない期間は切り捨てる。ただし、月の途中で他の役職に就任する場合は1か月分を計算した結果、高い額を適用する。

6 大学の専任教員で、その身分を保有したまま常勤役員となった者については、本条に定める退任慰労金と、医療創生大学専任教員退職手当支給規程に定める退職手当金とを合算して支給するものとする。ただし、退職手当金算出における在職年数からは、役員在任期間を除くものとする。

7 退任慰労金は、原則として役員退任日から1か月以内に全額を支払うものとし、支払期日はその都度定めて指定する。ただし、前項に定める専任教員の身分を保有したまま常勤役員となった者が、役員退任後も引き続き専任教員として勤務し、その後退職する場合には、退職手当金と退任慰労金との合計額を、原則として退職日から1か月以内に全額支払うものとするが、必要に応じて支払期日を協議のうえ定めることができる。

8 理事長は、本条各全項の定めにかかわらず、法人の経営状態に対する判断により、退任慰労金を減額することができる。その場合の退任慰労金の支給額は、理事会の意見を聞いて、理事長が決定する。

(非常勤理事、監事の退任慰労金)

第9条 非常勤理事、監事が退任したときは退任慰労金を支給する。支給額は次の算式により算出した金額とし、円未満は四捨五入する。

非常勤理事、監事 10万円×在任年数

2 前項の計算において1年に満たない期間は月割による計算とし、1か月に満たない期間は切り捨てる。ただし、月の途中で他の役職に就任する場合は1か月分を計算した結果、高い額を適用する。

3 評議員には、退任慰労金は支給しない。

(公表)

第10条 この法人は、この規程をもって、私立学校法第63条の2第4号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(補則)

第11条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の議決を経て、別に定める。

(改廃)

第12条 この規程の改廃は、評議員会の意見を聞いた上で、理事会の議を経て、理事長が行う。

(所管)

第13条 この規程の所管は、法人事務局とする。

附 則

1 この規程は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

1 この規程は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

1 この規程は、令和7年10月1日から施行する。

別表第1（常勤役員の報酬）

役職名	報酬の額
理事長	月額 1,500,000円を上限とする
常務理事	月額 1,080,000円を上限とする
理事（学校の長）	月額 80,000円（役員報酬相当額）
常勤監事	月額 1,000,000円を上限とする

別表第2（非常勤役員の報酬）

(1) 理事、監事

	日額
理事会等の会議への出席	25,000円

(2) 評議員

	日額
評議員会の会議への出席	15,000円